

園芸産地における事業継続強化対策の概要

<事業趣旨>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、都道府県が策定する園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた事業継続推進計画の下実施される事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備や復旧の取組実証、事業継続計画の実践に必要な技能習得、ハウスの補強等を支援する。

<事業内容等>

	被害防止技術講習会等の開催	既存ハウスへの被害防止対策
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害被害防止マニュアルの作成 ・保守管理等に係る技術講習会の開催 ・農業者が補強を行う自力施行講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後10年以上の利用が見込まれる農業用ハウスに対する補強等 (例) 筋交いやタイバーによる補強、妻面等へのパイプの追加、防風ネットの設置等 ※パイプの入替、フィルムの張替、既存装置の更新は対象外
取組主体	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・公社 ・農業者の組織する団体（JA含む） ・地域農業再生協議会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・公社 ・農業者の組織する団体（JA含む） ・地域農業再生協議会 等 ・農業者（※） ※以下に該当する場合に限る。 ①青色申告を行っている等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること ②後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取組実施に係る経費 会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、謝金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス補強に係る経費 資材費、補強役務費、機械設備購入費等
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・産地事業計画書（※）を作成すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地事業計画書を作成すること。 ・園芸施設共済等に加入すること。
補助率	定額	1 / 2 以内

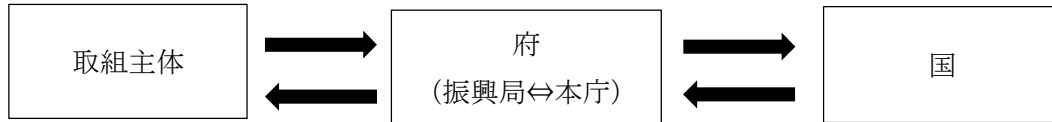
<事業採択>

都道府県単位にポイント制で事業の採択が決定されます。

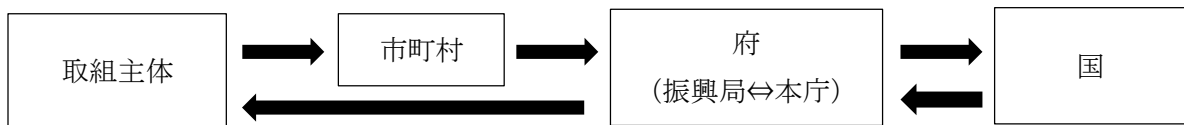
(要望額に対して満額の内報又は不採択として取扱)

<事務の流れ>

- ① 補助金申請 (計画承認、交付申請)



- ② 産地事業計画 (取組主体が作成するハウスの補強等に係る計画書)



※産地事業計画は市町村を経由して都道府県へ提出することとなっており、市町村は取組主体から提出された産地事業計画を府へ提出する必要があります。